

2022年6月

2021年度  
「事業報告」  
(2021年4月1日~2022年3月31日)

( 添 付 )

☆「事業報告の附属明細書」

公益財団法人  
全労連会館

## 「2021年度事業報告」

2021年度は、公益財団法人の10年度目となりますが、コロナ禍にあっても公益事業活動を継続して発展させ、会館建設から20年を経過する当財団の管理・運営、財政全般にわたってより安定した事業活動を追求し、着実な前進をとげることができました。

財団運営に当たっては定款の目的にある「勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与」するという公益財団としての公益目的・事業を着実に遂行するよう努力してきました。

その上で「2021年度事業計画書」に基づきその主要な柱を「公益目的事業」（会館施設提供事業）（会館施設・器材貸与事業）（教育学習・調査研究事業）に置くと同時に、会館建設から20年を経過した施設の保守・修理と設備の更新、とりわけ全館照明設備更新工事の完了、さらには長期修繕計画と資金計画の検討、公益財団法人の定款、就業規則・諸規程などに基づいた「会館の管理・運営」「体制整備」についても、課題を進めてきました。

### I、公益目的事業・共収益事業 報告

当財団の定款では、「目的」（第3条）で「この法人は、勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の活動の発展に寄与することを目的とする」とし、「事業」（第4条）では、「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業
- (2) 勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業
- (4) 平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業
- (5) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための「平和と労働センター・全労連会館」の管理及び運営に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

この定款の「目的及び事業」に基づき「公益目的事業」を行っています。

## 1 公益目的事業

### (1)「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業」

ア) 当財団の施設に入館し、利用している「全国労働組合総連合（全労連）」は、規約前文で「全国労働組合総連合は、日本の労働組合の全国的・全産業的な中央組織である。全国労働組合総連合は、日本の労働組合運動の積極的なたたかひの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護、平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう」としています。

令和3年度（2021年度）は、全労連は第30回大会（20年7月）で3つの基調（「第2次『新4か年計画』を組織の総力をあげて推進する」「8時間働けば人間らしく暮らせる社会をつくりだす」「安倍9条改憲阻止、憲法守れの世論と共同の一層の発展」）に基づき、11にわたる重点課題に取り組んできました。

とくに第61回評議員会（21年7月）では、コロナ禍で明らかにされた医療提供体制、公衆衛生体制など社会基盤の脆弱性と市場原理、利益最優先による新自由主義経済の破綻が明らかになりました。職場や地域からの「変えるリーフ」の全国的宣伝、配布活動をはじめ菅首相宛の手紙などのVOICE用紙、SNSなどあらゆる手段を駆使し、「いのちまもる緊急行動」を展開してきました。またコロナ禍で医療・介護・保育など第一線で働くケア労働者の大幅賃上げと処遇制度改善にむけて22年春闘を通じて「ケア労働者の大幅賃上げアクション」を軸に世論と運動を強めてきました。22年春闘では、看護師の賃上げは約2割に留まったものの、7割を超える介護、保育、福祉、学童で回答を引き出した。多くの組合で賃上げや処遇改善をかちとってきています。政府に制度をつくらせ、職場のたたかひと結合させるなど多くの職場で賃上げを獲得しました。同時に職場での組織拡大もふくめて取り組まれました。

10月以降の報酬改定をふくめ引き続き秋闘、23年春闘にむけて継続したたたかひを進めていきます。また「コロナ相談村」や「女性による女性のための相談会」、コロナ何でも相談など弁護士や市民団体、ナショナルセンター所属の違いを越えた共同を進め、公助の必要性を社会世論化してきました。こうした運動を通じて「雇用調整助成金特例制度」の延長や「小学校休業等対応助成金」申請の緩和、簡素化など一定の改善をかちとってきました。

憲法を守りいかす社会の実現にむけた取り組みでは、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に反対し、ロシアの軍事侵略の即時撤退を求めて抗議ハガキ運動や連鎖集会・デモのよびかけ、ウクライナへの人道支援カンパなど国際医的世論に呼応し共同したとりくみを進めてきました。同時に「ウクライナ問題」を利用した国内の改憲勢力の動きに対し、憲法共同センターや総がかり行動実行委員会に結集し、憲法を守りいかす社会の実現、市民

と野党共闘による参議院選挙での政治転換にむけて共同したたたかいかも進めてきました。

イ) 「全労連・全国一般労働組合」は、多様な業種と雇用形態の組合員が集まり、職場や労働者全体の権利と尊厳を大切に、解雇や差別を許さず、連帯の力で運動をすすめる労働組合です。とりわけ、大企業の社会的責任と政府の責任を問い、「最低賃金と中小企業振興の二大運動」を中心に、社会保障拡充、大企業の横暴規制、憲法を守り、核兵器廃絶の運動をナショナルセンターである全国労働組合総連合と共に進めています。

令和3年度(2021年度)は、職場の労働者の要求実現と仲間ふやしを軸に、地域活性化や未組織労働者、他団体との連携を深めるために、中小企業、中立労組、地元商店街、自治体などの訪問を全国的に行っています。また、中小企業支援の抜本的な拡充、地域活性化、最低賃金の大幅な引き上げなどを求める署名、憲法や労働法制・社会保障などの改悪に反対する署名なども行いながら、個々の職場だけでは解決が難しい政治的な課題の解決も目指し、全国で運動を展開しています。

ウ) 他にも館内組織には、「働くもののいのちと健康を守る全国センター(いのちと健康全国センター)」があり、「働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体(者)、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的に」(規約)活動しています。

令和3年度(2021年度)は、昨年につき新型コロナウイルス感染症により、会議・研修会・研究会などはリモートでの対応を余儀なくされました。しかし、働く人の感染予防をはじめ、感染症によるメンタル不調など、職場でのいのちと健康を守る活動が求められ、「コロナ禍における働く人びとの健康権を守る」活動を柱として様々な活動を行ってきました。職場の現状を交流し、ジェンダー、ハラスメント、エッセンシャルワーカーなどを切り口に議論を行ってきました

また、厚生労働省において脳・心臓疾患の労災認定基準の改訂作業がすすめられるなか、過労死を考える家族の会、過労死弁護団、支援者の声を集めて改訂要求をまとめ、実効ある改訂になるよう取組みを進めてきました。

13年にわたってとりくまれてきた建設アスベスト裁判は、5月に国と建材メーカーの責任を認める判決が出されました。一人親方に対しての責任が認められたことは、今後、フリーランスや非正規で働く人が増える状況のもと、貴重な成果です。SE労働と健康研究会では、アンケートに基づく「リモートワークと健康、そしてコロナパニック SE労働者の場合」をまとめ、YouTubeで発信しています。化学物質と健康研究会では、厚生労働省の検

討会がまとめた「職場における今後の化学物質管理のあり方」について検討し、提言を準備しています。

年4回発行の「季刊誌」。毎月発行の「全国センター通信」では、活動の交流や職場の健康・安全に必要な情報提供を行っています。全国センターの会員や協力関係にある講師(大学教授、研究者、専門家、弁護士等)の紹介も引き続き行っています。

エ) 1953年に「働く人びとの医療機関」として創立した「**全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)**」は、現在47都道府県の病院・診療所・介護事業所など約1,800カ所の事業所が加盟し、そこに働く職員数は約9万人となっています。全日本民医連は、「いのちの平等」をめざし医療と福祉の活動を行う全国組織として、加盟している医療機関は無差別・平等で公益性を高めるために差額ベット料を徴収しておらず、「無料低額診療事業」は約400の病院・診療所等で行われています。また、「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめ、人びとのいのちと健康を守る」ことや「地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などと連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」に取り組み、この運動を共に取り組む地域の約360万人の共同組織の構成員がいます。

**令和3年度(2021年度)**は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の中で社会的孤立、失職と貧困、行政による支援の不足などを背景に経済格差、健康格差は近年にたく急速に拡大し、その中で全日本民医連は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、教訓や対策など情報発信を行い、各事業所では発熱外来、入院患者の受入、自宅での待機を余儀なくされている方への往診対応、食料配布会等、いのちを守る活動を続けています。また、看護学生全国実態調査を行い、コロナ禍で生活費や授業料の支払いが困難になっている看護学生の実態について記者会見と文科省、厚労省への要請を3回行いました。貧困と格差が拡大する中で2020年1月1日から12月31日の期間で全国の加盟事業所等を対象に「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」を行い、無保険もしくは資格証明書、短期保険証の状態や保険証を保持しているが経済的事由により受診が遅れ死亡に至った40事例について記者会見を行いました。

厚生労働省の「医療の質と評価・公表等推進事業」では、引き続き各施設の特徴を生かし患者を中心とする医療の質の評価を、加盟する中小病院が積極的な取り組みを行っています。

国際的な取り組みでは、国連経済社会理事会(ECOSOC)の協議資格があり、2021年4月の閣僚級会合へコロナ禍での困窮事例調査、看護学生アンケートのまとめと国に対応策を求めるレポートを提出しました。

健康なまちづくりの活動では、日本国内ではヘルスポモーションの活動を進める第6回J-HPHカンファレンス、第28回国際HPHカンファレンス(フランス)へオンライン参加を行い、国際的にも重要な課題となっている健康格差への取り組みも行っています。

(HPH: Health promoting hospitals & Health Services. WHO が提唱している健康増進活動を地域で進めていく病院や診療所のことを指し、WHOのもとに国際ネットワークがあります)

オ) 財団は、これらの団体が行っている「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動」の発展に寄与するため、財団所有の会館施設を全労連には、4階フロア全部と3階フロアの半分、全日本民医連には、7階と8階のフロア全部、いのちと健康全国センターには6階フロアの一部、全労連・全国一般には9階フロアの一部を提供すると同時に、快適な施設環境にし、各団体の利用の利便性を高めるなどを通してその活動を支援しています。

## **(2)「勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業」**

ア) 「労働者教育協会」は、「科学的社会主義の立場に立って、哲学、経済学、労働運動をはじめ、人民運動についての基礎的理論、内外の政治・経済情勢の特徴などを教育・普及することを目的」(会則)に、「学習の友」など出版物の編集や「労働者通信大学」の開催、各種学習会への講師派遣など学習・教育活動を行っています。

令和3年度(2021年度)は、2022年には創立70周年を迎えるため、会の歴史からの教訓化と今後の運動のあり方を集団的に深めるためにセミナーを開催するなど集団的討議を重ねてきました。主催する労働者通信大学を労働者・労働組合などにひろく呼びかけ、テキスト改訂をおこなった労働組合コースを中心に、全体で1000人を超える受講生が学習をすすめています。また、オンラインを活用した研究会や講座の開催や月刊学習誌『学習の友』を使った読者会・学習会活動にとりくみました。上記の学習会への援助を含め、学習会への講師派遣など、職場・地域における学習・教育活動をすすめています。

当会館は、労働者教育協会と東京の組織(東京学習協)に5階フロアの一部を事務所として提供すると同時に、学習会や通信大学のスクーリングなどにもホールや会議室を優先的に貸し出しています。

イ) 「産別会議記念・労働図書資料室」には、産別会議の資料や「日本福祉大学附属図書館の堀江文庫」をはじめ、戦後の労働運動、プロレタリア文学の資料、市民運動、平和運動等の資料や図書等約2万5千点が保管されています。これらの書籍・資料等は、財団で派遣している要員が収集、整理しており、労働運動総合研究所と共同して研究活動や大学・研究所などの図書館・資料室との連携も行っています。

令和3年度(2021年度)は、現在の蔵書と資料の分野別の総数を調べると同時に、こ

れまで「編著者名」や「出版社名」「発行年」などが不明であったものを含め全蔵書のリスト化と照合を進めています。また、全労連加盟組合や労働運動活動家等の協力により「労働組合の年史」や「労働運動の資料」「各団体の資料」等の収集、整理等も行われ、労働図書資料室として加入している「社会・労働関係資料センター連絡協議会」との連携した活動も進めています。

さらに、2021年が（公財）全労連会館の開館20周年であったことから、「記念スライド」（第1部）「（公財）全労連会館のルーツと20年のあゆみ」、（第2部）「平和と労働センター・全労連会館と館内団体の紹介」を作成しました。

ウ）当財団では、「会館ロビーでの学習図書・資料等の普及活動」を公益目的事業である「教育活動」の一環として行っています。当会館に入居し公益目的事業を行っている「維持会員」の団体が発行している学習図書・資料・パンフをはじめ、定款の目的と事業に資する図書や資料・パンフ等が多くの勤労者に普及するよう、会館ロビーの一部の場所を提供しています。

令和3年度（2021年度）は、コロナ禍の中、引き続き70数種類の図書・資料・パンフ等の展示・販売を行い、会館を訪れる人が少しずつ増えはじめ、書籍を閲覧・購入する人々も前年より増えてきました。

### **(3)「勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業」**

ア）当会館に入館している「日本国民救援会」は、戦争反対・民主主義を求めて弾圧された人々を、市民的な力で救援する団体として、1928年4月結成されました。戦後は、戦前からの経験を生かし、日本国憲法のもとで、権力の横暴を許さず、誤った裁判をただし、人権を守る活動に取り組んでいます。

令和3年度（2021年度）は、前年に引き続き、倉敷民商弾圧事件や、袴田事件、名張毒ぶどう酒事件などの冤罪事件、労働事件、市民事件などを支援しており、8月には茨城・えん罪布川事件国賠訴訟で勝利判決を勝ちとり、これを確定させ、2月には東京・乳腺外科医師冤罪事件で最高裁が高裁に差し戻す判決を、岐阜・大垣警察市民監視違憲訴訟で、3月には大阪・東住吉冤罪事件青木国賠訴訟で、勝利判決を勝ち取りました。また、憲法を守り活かす活動をすすめ、さらに、社会の進歩と革新、平和と民主主義を求めてたたかった故人を顕彰・追悼する「解放運動無名戦士合葬追悼運動」等も行っており、今年第75回を迎えました。

イ）同じく館内団体に「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（治安維持法国賠同盟）」があります。1925年に制定された治安維持法により、制定から廃止されるまでの20年間

に、当初は、共産主義運動への適用とされましたが、次第に適用範囲が広げられ、知識人、市民、宗教者をはじめ全国民に取り締まり対象が拡大、数十万人が取り調べを受け、送検者は 68,274 人、うち起訴者は 6,550 人、小林多喜二をはじめ虐殺された者 93 人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者は 400 人余のぼります。

**令和 3 年度 (2021 年度)** はコロナ禍のもと、5 月 12 日に北海道、宮崎、滋賀、長野、東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城の 9 都道府県の代表 64 人によって、全国で集めた 9 万 8000 筆の署名（治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願）を持って、衆参両院の 131 議員事務所を訪問し紹介議員の要請を行いました。紹介議員を引き受けていただいた先生方は、衆議院議員は、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社民党、無所属合わせて 78 議員です。

参議院議員は、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・社民党・れいわ新選組・無所属の 42 議員で、衆参両院の 120 議員に紹介の労を引き受けていただきましたが、残念ながら両院とも審議未了廃案になりました。

日本は 1925 年代（昭和初期）の絶対的天皇制の時代に中国への侵略を本格化し、治安維持法を成立させ、戦争に反対した共産主義者、社会主義者、労働組合、農民組合、文化知識人を「アカ」として逮捕・投獄しました。

2010 年代に入って、「秘密保護法」「共謀罪」「重要土地規制法」などが相次いで法制化され、「治安維持法が衣替えして復活している」様相です。

戦争と暗黒の時代に、反戦と主権在民を掲げて闘いに倒れた若き女性の真実の物語「わが青春はつきるともー伊藤千代子の生涯」の映画化に尽力し完成しました。上映運動を通じて、今日の時代を見つめなおす材料が提供できればと考えています。

ウ) 当財団は、国民救援会中央とその東京の組織である都本部に 5 階フロアの約 3 分の 2 を提供すると共に、治安維持法同盟には、9 階フロアの一部を提供して、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

#### (4)「平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業」

ア) 館内団体である「原水爆禁止日本協議会（日本原水協）」は、1945 年 8 月 6 日、9 日の広島と長崎への原爆被害を原点に、1954 年から 55 年にかけてとりくまれた 3200 万の原水爆禁止署名運動と第 1 回原水爆禁止世界大会の開催を通じて、1955 年 9 月「核戦争阻止」「核兵器全面禁止・廃絶」「被爆者援護・連帯」の基本目標をかかげ結成されました。それ以後、今日まで 65 年以上にわたり、この基本目標を堅持し、原水爆禁止世界大会の開催をはじめ、核兵器廃絶をめざす諸活動を続けています。

**令和 3 年度 (2021 年度)** は、新型コロナウイルス感染が続くもとで、令和 2 年と同様にあらゆる可能性と条件を汲みつくし、被災 67 年 3・1 ビキニデー（のべ 3 千人、オンライン）、原

水爆禁止2021年世界大会（1万人、オンライン）を成功させました。また、広島「黒い雨」訴訟の高裁判決を支持し、被爆者のたたかいを支援するとともに、憲法9条改憲阻止、沖縄・辺野古新基地建設に反対する「オール沖縄」のたたかいとの連帯、東日本大震災の被災地と東京電力福島第1原発事故被災者への支援を続けてきました。

これらの活動は、国連、政府・公的機関、NGO、世界の反核平和運動との共同・連帯の発展、日本国内で広範な団体・個人との共同、自治体関係者との協力の前進など、新たな成果と教訓を刻むものとなりました。

当財団は、日本原水協と被爆者団体の東京の組織である「東友会」に6階フロアの約3分の2の事務所を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

**イ）日本美術会**は1946年4月に発足「民主的美術文化を創造し普及する」との綱領を掲げ、さまざまな思想・信条・表現を持った美術家達の集まりです。組織では、会員は全国に及び11の専門部を設け、日々活動しており、2年置きに総会も開かれ活発に議論されています。また、美術の研究と次期担い手の養成も兼ねた附属研究所「民美」を運営しており、日美主催の「日本アンデパンダン展」は独立・自立の意味を持ち1947年第1回から虚飾を排し、権威に屈従せず、何よりも作家の批判精神と創造性を尊重する自由・平等の開かれた創作発表の場であり、出品者は全国から、海外にも及びます。この他アートフォーラムやシンポジウム、講演会も開催されています。

**令和3年度（2021年度）**は、コロナ感染が急激に広がる中の開催で出品者の激減も予想されましたが、「アンデパンダン展の灯を守り続けよう」との多くの会員・出品者の奮闘で前年並みの出品者となりました。引き続き赤字が予想されましたが、作業者のボランティア要請など支出減に取組み、ほぼ採算を合わせる事が出来ました。

展示については、「自由で多様性のある自身の深奥から湧き出てくるアンデパンダ展の魅力を打ち出す」との思いを込めたエネルギッシュな展覧会にと取組み、多様で見やすく創意的な展示となり好評でした。会期中行事にもある程度実施できてコロナ禍ではあっても少しずつもとの形になりつつあります。

日本美術会の歴史と資料を整理・精査する作業がつづけられてきましたが、国内外の美術運動研究家の研究活動の広がりの中で、美術運動誌（1号から94号 発行三人社）の復刻版が刊行されました。この復刻版は図書館や大学などすでに国内外各方面に数多く納入され、日本美術会の歴史と運動に貴重な足跡と新たな光が当てられてきています。これからもシンポジウムなど復刻版をもとに歴史的検証と美術運動の新たな展開のためにも貴重な資料として活用していきます。

コロナの感染状況を踏まえて、総会の1年延期を決定。会員展やシンポジウム、新入会員歓迎会なども引き続き懸案事項として実施できないでいます。

文化団体としての宿命的な問題ともいえる会員の高齢化が進み、創作活動が困難でアン

デパンダン展に出品できない会員も増え、退会者も出ています。会員を増やすことや後継者の育成を活動の基本にして、入会を呼びかけていきます。

当会館は、最上階に自然光が入る約60平方メートルのアトリエを含む約105平方メートルの事務所を日本美術会に提供し、会議室やホールなども研究会や展覧会に貸与しています。アトリエでは「美術研究所の活動」や「講座」「研究会」などが予定されています。

## **(5)「これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための『平和と労働センター・全労連会館』の管理及び運営に関する事業」**

ア) 財団の所有するホール・会議室は会館の入居団体をはじめ、「定款」の目的・事業趣旨に合致する多くの諸団体にも広く活用されており、令和3年度(2021年度)はコロナ禍による影響を受けつつも利用団体数・利用者数共前年度よりは回復傾向になりました。また「定款」の目的・事業趣旨に合致しない団体の利用(企業の営利目的、宗教団体の布教活動等)は、お断りしています。

イ) また、当財団は、館内入居団体の公益活動を行っている団体には、館外団体より先行して予約ができるようにすると同時に、利用料も館外団体よりも安く設定し、さらに、青年の活動を支援するため青年が主催する集会・会議等は通常料金の半額としています。また、利用者の便宜をはかるべく施設・機器の改善・修理、更新、視聴覚器材など付帯設備の拡充整備などをすすめ、それらの機器を無料提供して公益活動の支援を行っています。

## **2 共収益事業**

ア) 当財団の施設に入館・利用している団体は、ほとんどが公益的活動を行っていますが、「株式会社・学習の友社」は、出版社として収益事業を行っており、また「民医連厚生事業協」は、民医連の職員に対する厚生事業を行っており、共益的事業となっています。それらの団体の賃貸料、会議室利用料等は共収益事業として「収1」としています。

出版業界の業績は1998年をピークに毎年下がり続け構造的な不況業種となっています。「学習の友社」も業界と同様な業績状況にあり苦しい経営を続けていますが、労働者・労働組合との共同の力に依拠し、経営を続けています。

令和3年度(2021年度)は、不況業種である出版業界の中でも、労働者・労働組合との共同の力に依拠し、経営を続けています。

主要な学習教材である月刊誌『学習の友』は定期読者増にとりくみましたが、微減でした。

また、単行本は15点の刊行目標に対し、10点にとどまりました。

2022年度は10月～12月の3ヵ月間で『学習の友』の読者を増やす取り組みを行い、また、単行本は企画、製造費、価格、普及ルートをよく研究し、15点刊行をめざします。

### 「全日本民医連厚生事業協同組合（民医連厚生事業協）」

令和3年度（2021年度）は、指定職員向けに「共済だより」の発行をしました。また、福利厚生事業では、コロナ禍の中、個人で参加できる「ヘルスチャレンジ=オクトーバー・ラン&ウォーク」「You Tube 趣味の動画」「クイズ企画」などを行いました。

イ) また、館内入館団体の先行予約がない場合は、館外団体にも利用料（館内団体より若干高く設定）を徴収してホール・会議室の利用を認めています。館外団体の多くは、組合員や会員のための共益的活動を行っている所が多いため、その会議室利用等は共収益事業として「収1」にまとめています。さらに、大型印刷機を使用した印刷事業や、貸車庫・貸倉庫の事業も「収1」の事業としています。これらの共収益事業も公益法人に認定されて以来、ほとんど変わっていません。

## Ⅱ、業務報告

### 1 財団運営について

① 財団の意思決定機関である評議員会は、年度中2回（「第19回定時評議員会=2021年6/23」「第20回評議員会=2022年3/23」）開催し、「2020年度事業報告」「2020年度決算報告書（計算書類）」「2022年度事業計画書」「2022年度収支予算書」等の確認と「新役員と評議員の選出」（任期：新役員2023年6月、評議員2025年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

② 財団運営の要である理事会は、定款に従い四半期ごとに定期開催し、年度中5回（「第41回=2021年6/9」「第42回（書面議決）=6/28」「第43回=9/24」「第44回=2022年1/7」「第45回=3/8」）を行い、各期間の事業報告、収支状況報告を受け、管理、運営、業務、財政の執行状況の掌握等を行うと同時に、「役員・評議員の推薦」や「理事長、常務理事、常任理事の選任」等を行なっています。

③ 「常任理事会」は、今年度ほぼ2ヵ月に1度、計9回（第63回=4/21）（第64回=5/14）（第65回=5/27）（第66回=7/13）（第67回=8/19）（第68回=9/10）（第69回=10/22）（第70回=12/13）（第71回=2022年2/2）開催し、理事会・評議員会等の会議の準

備や日常運営の重要事項の起案・稟議・確認、執行等を行ってきました。

④「理事構成団体会議」を4月14日に開催し「コロナ禍での会館運営」や「役員のおすすめ、評議員の変更」等を協議しています。また「評議員選定委員会」を6月15日に行い、理事会より推薦された「評議員と補欠評議員選出」（任期：2025年6月定時評議員会終結の時まで）を行っています。

⑤ コロナ禍で事務局会議を24回開催し、会館運営委員会を6回、滝野川資料センター運営打合せ会議を3回、ユタカサービスとの定期協議をオンラインで6回行っています。さらに「会館通信」を今年度6号発行して、民主的運営と方針や連絡事項の徹底を図ってきました。

## 2 内閣府への届出・提出、登記、契約関係等

①「第41回理事会」「第19回定時評議員会」で満場一致確認された「2020年度事業報告」「2020年度決算報告書（計算書類）」は、6月28日内閣府の公益認定等委員会に「事業報告等の提出」を行い、完了となっています。

②「第19回定時評議員会」と「評議員選定委員会」で選出された役員と評議員は、7月6日「東京法務局への登記」を完了し、7月30日に内閣府の公益認定等委員会に「変更の届出」を提出し、審議完了となっています。

③「第45回理事会」「第20回評議員会」で満場一致確認された「2022年度事業計画書」「2022年度収支予算書」は、3月28日内閣府の公益認定等委員会に「事業計画書等の提出」を行い、審議完了となっています。

④「株式会社ジョウナン」との「空気清浄機メンテナンス委託契約」、ダスキン、エプソン、ファーストサーバーとも前年同内容で契約を継続しています。「会館利用（管理者）用」と「エレベーター使用」の「賠償責任保険契約」を例年通り保健医療研究所を通じ「三井住友海上」と契約しました。

## 3 会館管理関係

①「顧問弁護士との再契約」「協働公認会計士事務所との再契約」を前年同様行いました。

②開館20周年を記念してスライドを作成し、9月理事会で視聴しました。その後館内団体をはじめ館外の友好団体・個人へ配布しました。

③「緊急事態宣言発令（7/12）」の発令に伴い、夜間の会議室利用を自主規制し、正面玄関は平日午後6時に、日祝日は全日、閉館する事にしました。

④8月25日からサーマルカメラを設置しました（9月8日から2台に増設）。また3階会議室には9月11日からCo2濃度測定器を配置しました。

⑤「全館防火・防災・停電訓練」（10月6日）は、コロナ禍の中「密」を回避しつつ在勤職員が参加出来る訓練として、フロア毎に外部非常階段を使っての避難訓練を実施しました。自家発電装置の作動点検は5月の機器更新工事の際実施済みでしたので、今回は行いませんでした。またこの訓練を機会に各フロアの消火器の配置箇所を再度確認しました。

⑥11月1日に文京区リサイクル課の立入検査を受け、館内での弁当ガラの処理について、従来弁当ガラ容器は一般ごみ扱いしていたものをプラスチック容器と生ごみに分別して廃棄するよう指導を受けました。会館運営委員会で協議し、2022年1月から分別廃棄を実施する事としました。

⑦ コロナ禍の中1月7日に開催された「全館新春昼食会」は、館内放送を通じて理事長が新年のご挨拶を行い、お弁当を配って新年を祝いました。

#### 4 施設提供・貸与、教育事業等関係

① 会館のホール・会議室等の利用状況は、ホールは41%、304・305号室は48%、全体では40%となっており、昨年はホール32%、304・305号室38%、全体27%でしたので回復基調にあり会議室収入は予算を上回りました。

② 看板作成、ロビーでの書籍販売の教育事業収入は下半期に回復基調が進みました。

③「労働図書資料室の資料収集、調査・研究活動」は、20周年を記念したスライド作成事業をはじめ、蔵書と資料の整理、全蔵書のリスト化などを進め、蔵書冊数の確認、リスト化された部分のHP上へのアップなどが行なっています。日本福祉大学堀江文庫や加盟している「社会・労働関係資料センター連絡協議会」との連携した活動も行ってきています。

#### 5 会館設備保全関係

「年間管理計画」（別紙）に基づき、設備の整備・点検、清掃、防災設備点検等を定

期的に行うと共に、ユタカサービスとの定期協議を行い、その充実と問題点の改善、設備の修理・点検、経費の節約等を行ってきました。さらに、会館建設から20年を経過し、設備・機器の更新、改善等も行ってきました。

① 例年行っている5月の連休中に「全館停電漏電検査(5/5)」を行い、「建築物定期検査(防火設備)」を6月に実施、「消防点検(5/4)、(11/3)」「建築物定期点検(12/8)」を実施しました。

② 電力量計更新工事、計器用変圧器(VT)、変流器(CT)の交換工事を5月に行いました。

③ この間、全熱交換器交換修繕工事を6月に実施し、測定値の改善、異音の解消が進みました。また7階排煙窓ダンパー交換(10/18)、エアコン室外機部品交換(1.2.3.6.9階)、全労連サーバー室全熱交換器部分補修工事(11/8)等の修理・交換を行いました。会館入口2か所にサーモカメラを(9月)、ホールと各会議室にモニター(9月)を設置しました。

## 事業報告の附属明細書

「重要な事項は、事業報告に記載しました」

( 以 上 )